



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

大分県人事委員会

人委第 850 号
平成30年10月5日

大分県議会議長 井上 伸史 殿
大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県人事委員会
委員長 石井 久子

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第1

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与及びその決定に係る民間の給与、生計費その他の諸条件並びに公務運営上の諸課題等について調査研究を行ってきたが、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「平成30年職員給与等実態調査」の結果によれば、本年4月における職員数は15,380人であり、その平均年齢は44.0歳、性別構成比は男性61.8%、女性38.2%、学歴別構成比は大学卒84.3%、短大卒3.9%、高校卒11.8%、中学卒0.0%となっている。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の数は4,291人であり、その平均年齢は42.7歳、性別構成比は男性70.6%、女性29.4%、学歴別構成比は大学卒71.5%、短大卒5.1%、高校卒23.4%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、研究職、医療職(一)、医療職(二)、海事職、公安職、教育職(一)、教育職(二)及び特定任期付職員の9種類の給料表が適用されているが、このうち行政職給料表適用職員の本年4月における平均給与月額355,721円となっており、教育職員、警察官等を含めた職員全体の平均給与月額は385,592円となっている。

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の417の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した142の事業所を対象に「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する5,660人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査するとともに、民間事業所における直近1年間の特別給の

支給実績及び各民間企業における給与改定の状況等について調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者（事務・技術関係）の採用を行った事業所は、大学卒で17.9%、高校卒で17.3%となっており、初任給の平均額は、大学卒で191,082円、高校卒で158,860円となっている。

(2) 給与改定の状況

表1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は34.4%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は7.9%となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	34.4	7.9	—	57.7
課 長 級	28.5	9.1	—	62.4

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.5%となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は30.4%、減額となっている事業所の割合は3.8%となっている。

表2 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
係 員	90.5	90.5	30.4	3.8	56.3	—	9.5
課 長 級	77.7	76.6	22.5	2.3	51.8	1.1	22.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、表3に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均933円(0.26%)下回っていた。

表3 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
361,695円	360,762円	933円 (0.26%)

- (注) 1 民間における事務・技術関係職種の従業員の給与と行政職給料表適用職員の給与をラスパイレス方式によって比較したものである。
2 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4に示すとおり、年間で所定内給与月額 of 4.45月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.40月)が民間事業所の特別給を0.05月分下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	316,344 円
	上半期 (A2)	317,398
特別給の支給額	下半期 (B1)	697,204 円
	上半期 (B2)	715,445
特別給の支給割合	下半期 $\frac{(B1)}{(A1)}$	2.20 月分
	上半期 $\frac{(B2)}{(A2)}$	2.25
	年間	4.45 月分

- (注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.40月である。

4 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国では0.6%、大分市では0.8%それぞれ上昇している。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎に算定した本年4月における大分市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ164,090円、204,290円、244,480円となっている。

(参考資料 3 生計費及び労働経済関係 参照)

5 職員と国家公務員との比較

総務省の平成29年地方公務員給与実態調査（平成29年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、99.7となっている。

6 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行うとともに、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。その概要は、別記のとおりである。

7 本年の給与の改定等

職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件は、以上のとおりである。

職員給与と民間給与の比較を行った結果、月例給については、前記のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均933円(0.26%)下回っていた。また、特別給については、前記のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.05月分下回っていた。

一方、人事院においては、本年の民間給与との較差に基づき国家公務員の月例給を引き上げるとともに特別給の支給月数を引き上げるよう勧告しており、他の都道府県においては、民間給与との較差並びに人事院の報告及び勧告等を考慮して対応することが考

えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、本年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案し、職員の給与について次のとおり所要の改定を行う必要があると判断した。

(1) 月例給

ア 給料表

現行の給料表（教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)を除く。）については、俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて、初任給を1,500円程度引き上げる等の若年層に重点を置いた引上げ改定を行う必要がある。

現行の教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

なお、研究職給料表3級、教育職給料表(一)2級及び教育職給料表(二)2級については、4号給の増設を行う必要がある。

イ 諸手当

初任給調整手当については、人事院勧告に準じて所要の改定を行う必要がある。

扶養手当については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の経過措置額を見直す必要がある。

月例給の改定については、以上のとおりである。

本年は、昨年を引き続き、本県の民間給与との較差が人事院の官民の給与較差を上回ったことなどから、俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて給料表を改定しただけでは、民間給与との較差がなお残ることとなる。このことについて、地方公務員法の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行った。

本県においては、依然として高齢層職員の多くが、国家公務員の俸給表水準の引下げに準じて平成27年4月に実施された給料表水準の引下げに伴う経過措置額を支給されており、給料表の引上げ改定を行っても実際に支給される額は増加しない状況にある。一方、扶養手当については、昨年4月から制度の見直しに伴う段階的な経過措置が実施されており、本年4月時点でも当該手当を受給している職員の多くに経過措置額が支給されている状況にある。さらに、この扶養手当の経過措置額が支給されている職員は幅広い年齢層に在職している。

これらの状況を踏まえ、本委員会としては、昨年と同様に給料表の改定に加え、扶養手当の経過措置額を見直すことが適当と判断したところである。

次に給料表の号給増設についてであるが、給料表の最高号給に在職している職員については、人事評価結果を昇給に反映できない状況にある。しかしながら、職務給の原則や均衡の原則等を考慮すれば、給料表の号給増設については、慎重に検討を行う必要がある。

このことについて、職員の在職及び任用の実態、国及び他の都道府県の状況、さらには、これまでの号給増設の経緯等を踏まえて慎重に検討を行った結果、研究職給料表3級、教育職給料表(一)2級及び教育職給料表(二)2級については、本年の給料表の改定にあわせて号給の増設を行う必要があると判断したところである。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、人事院勧告に準じて、支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とする必要がある。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて勤勉手当に配分することとし、本年度については12月期の勤勉手当に、平成31年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分する必要がある。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

このほか、平成31年度以降においては、人事院勧告に準じて6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分する必要がある。

(3) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定を行う必要がある。

(4) その他の事項

通勤手当については、任命権者において旅費制度と一体的に見直す検討が行われているところであり、引き続き所要の検討を進める必要がある。

住居手当については、人事院が引き続き民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ必要な検討を行っていくとしていることから、その状況を注視していく必要がある。

8 公務運営の改善に関する課題

地方公共団体には、持てる人的資源を活かし、高度化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応していくことが求められている。

また、行政サービスの質を維持・向上させるには、全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮できるように、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスなど働き方改革の取組を推進していくことが極めて重要となる。

このような中、任命権者においては、公務運営の改善に関する課題について解決に向けた取組を進めるとともに、採用から退職に至るまでの人事管理全般について、中・長期的な視点を踏まえて検討を行うことが肝要である。

(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進

本県では、平成28年4月からの改正地方公務員法の施行に伴い、人事評価制度を導入し、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用し、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図っているところである。

任命権者においては、職員一人ひとりの能力や職務上の成果を所属長等評価者との面談等を通じて公正・公平に評価し、その結果を任用や給与などに反映させるとともに、個々の職員の能力開発やスキルアップを促す観点から指導・助言を行うことにより、職員の能力と意欲を高め、組織力の向上を図ることが重要である。あわせて、人事評価制度を有効に機能させるためには、客観性、公平性、透明性及び納得性を確保することが重要であり、引き続き、評価者研修の活用などに取り組んでいく必要がある。

また、男女を問わず育児や介護等を行う職員が増加し、育児・介護に係る休暇・休業等の取得、時差通勤、テレワークなど多様で柔軟な働き方が必要とされる中、管理監督者をはじめとした職員の意識改革を進めるとともに、能力・実績の評価に当たっては、職員の勤務時間の長短にとらわれず、業務の遂行状況等を適切に把握することが求められる。

なお、本委員会としても引き続き任命権者における取組や運用の状況を注視していく。

(2) 人材の確保と活用

ア 多様で有為な人材の確保

高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供す

るためには、公務員としての優れた資質や高い能力を有する多様で有為な人材の確保が重要である。

しかしながら、若年人口の減少、民間企業の採用拡大、国や他の地方公共団体等の高い採用意欲等を背景に、技術系職種を中心に受験者の減少が続いており、人材の確保は極めて厳しい状況にある。

本委員会では、任命権者と連携して県職員採用募集ガイダンスや県内外の大学訪問等を充実させ、大分県職員として働くことの魅力や働きがいを広く伝えることにより受験者の確保に努めるとともに、多様で有為な人材の確保に向けて、更に人物重視の採用試験の実施にも取り組んでいるところである。

引き続き、優れた資質・能力を持った人材を幅広く積極的に確保するため、採用試験の見直しなどに取り組んでいく。

障がい者の雇用について、本県ではこれまでも身体障がい者を対象とした選考採用を実施し、その促進に努めてきたところであるが、本年4月より法定雇用率が段階的に引き上げられるなど障がい者雇用の拡大が求められる中、任命権者においては、障がい者雇用率日本一を目指す県の方針を踏まえ、国や他の都道府県における動向等も参考に、障がい者雇用に係る取組について点検し、課題等に応じて見直しを行っていくことが重要である。

イ 政策県庁を担う人材の育成

長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」及び大分県版地方創生の着実な推進に向けては、職員一人ひとりが政策・改革の主体となる「政策県庁」の実現が重要である。

任命権者においては、引き続き、職場における職務を通じた研修（OJT）と大分県自治人材育成センター等が行う職場を離れての研修（Off-JT）を相互に組み合わせて人材育成を効果的に行うとともに、職員の自己啓発活動についても支援していくことが重要である。さらに、人事評価制度を活用し、職員一人ひとりの特性や知識・技能等の習熟状況等に応じたきめ細かな指導が行われるよう、管理監督者に人材育成における自らの責務や役割を認識させるとともに、職員が意欲と志を持って職務に従事し、高い成果を挙げられるよう、各職員の能力開発や専門性の向上を図っていくことが必要である。

職員においても、自らの職務行動を振り返り、専門能力等の職務能力の向上に主体的・自発的に取り組むことが重要となってきた。

ウ 女性職員のキャリア形成・登用

職員に占める女性職員の割合が年々増加傾向にある中、任命権者においては「大分県女性職員活躍推進行動計画」に基づき、管理職の女性割合の引上げなどを目標に掲げて、人材育成、人事配置・登用、働きやすい職場環境づくりなど、女性の活躍推進に向けた取組を行っている。

今後も、計画に沿って女性職員が働きがいを持って活躍できる環境整備に努めるとともに、あらゆる分野でその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成の支援・登用を更に積極的に行い、県の施策・方針決定過程への参画をより一層促進する必要がある。

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

少子高齢化という構造的な問題を背景に、女性や高齢者を含め誰もが活躍できる社会を実現するため、社会全体において長時間労働の是正等に向けた働き方改革が進められており、本年7月には働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が公布された。本県においても、行政ニーズが高度化・多様化する中、限られた職員数で課題に的確かつ効率的に対応するため、全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮し、意欲を持って生き生きと働くことができるよう、働き方の見直しを進めることが重要である。

育児・介護等の事情により、時間的制約を抱える職員が増えることが見込まれる中、全ての職員が健康でやりがいを持って働き、限られた時間で成果を上げられるよう、働き方改革を推進していくことが重要である。

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康保持、仕事と家庭生活の両立や職員が意欲を持って生き生きと働くことのできる環境整備、さらには人材確保の観点から最も重要な課題であり、本委員会としても毎年の報告で繰り返し指摘している。

厚生労働省は、昨年1月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定し、使用者は労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有していると明記し、そのために使用者が講ずべき措置を具体的に示している。

時間外勤務の縮減については、従来から取り組んでいる定時退庁日の設定や研修を通じた意識改革などに加え、新たに、任命権者において管理監督者の責務や職員の心構えなどを示した「長時間労働の是正に向けた職員行動指針」の策定、勤務時

間管理システムやタイムレコーダーの導入による勤務時間管理などの取組が進められているところである。

また、人事院は民間労働法制の改正を踏まえ、本年の公務員人事管理に関する報告において、国家公務員について超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとしている。

このため、民間企業や国においては長時間労働の是正に向けた取組が更に進められることが想定され、本県においてもこれまでも増して、実効性ある取組を推進していくことが強く求められる。

任命権者においては、組織全体として業務量削減や事務事業の見直しに取り組んだ上で、業務量に応じた適正な職員配置に努めるとともに、時間外勤務に対する意識改革を含めた業務の合理化・効率化を、強い取組姿勢を持って行うことが必要である。

管理監督者においては、改めて自らの責務を自覚した上で、特定の職員に過度の負担がかからないよう、勤務時間管理システムなどに加えて、日頃から職員とコミュニケーションを図ることにより、職員の勤務時間や業務量等を的確に把握し、業務の平準化に努めることが必要である。とりわけ、所属長はリーダーシップを発揮して、業務プロセスの見直しや繁忙期における時差通勤の推奨など職場におけるマネジメントを強化し、時間外勤務の縮減とともに、年次有給休暇等を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組む必要がある。

職員においては、勤務時間管理システムなどによる勤務時間の適正な記録を活用し、コスト意識を持って計画的な時間配分に努めるとともに、効率的・効果的に業務を遂行することが求められる。

今後ともそれぞれが、主体的に時間外勤務を縮減する意識を持つとともに、その実現に一丸となって不断の努力をしていくことが重要である。

また、年次有給休暇については、全職種の平均取得日数が平成28年の11日0時間から昨年は12日0時間となった。任命権者においては、民間労働法制における年次有給休暇の時季指定に係る措置等に留意しながら、より一層年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に併せて、引き続き休日や夏季における特別休暇等と組み合わせた計画的・連続的使用の促進に努める必要がある。

イ 学校現場における教職員の負担軽減

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、文部科学省は、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策につ

いて（中間まとめ）」や同省の「学校における働き方改革に関する緊急対策」を踏まえ、本年2月に「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を各都道府県教育委員会等に通知したところである。同通知では、勤務時間管理は労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務であり、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めることを求めている。あわせて、教育委員会において、校長をはじめとした管理職のマネジメント能力を養成する研修等を実施することとしている。

本県においても、「チーム学校」の実現や部活動の改革など、教員の長時間勤務の改善に向けた取組を進めているところであるが、学校における働き方改革を後押しするため、これらの通知等を踏まえ、市町村教育委員会や関係機関等とも連携・協力を進めながら、教職員の負担軽減に積極的に取り組んでいく必要がある。

ウ 仕事と家庭の両立支援

女性、男性を問わず、育児・介護を行う職員が意欲をもって職務に従事し、能力を最大限に発揮できるよう、職場全体において、仕事と育児・介護の両立を尊重する環境づくりを進めるとともに、両立支援制度が適正に活用されるよう支援していくことが、ワーク・ライフ・バランスや少子化対策の推進、女性の活躍推進の観点から重要である。

本県においては、これまでに育児休業や部分休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇制度等、両立支援に係る制度が導入され、「大分県特定事業主行動計画（第3期）」において、男性職員の育児休業等の取得率を100%にすることなどを目標に取り組んでいるところである。

なお、昨年度における男性職員の育児休業等の取得率は、知事部局等で83.2%、教育委員会で70.9%、警察本部で75.8%と、前年度よりも上昇しているが、まだ目標には及んでいない状況にある。

任命権者においては、所属長のマネジメントの下、子育てをしやすい職場環境を整えるための取組を実施しているところであるが、行動計画に掲げられた平成31年度における数値目標の達成に向けてより一層取組を進めていく必要がある。

育児・介護のための両立支援策が、職員にとって利用しやすく、効果的に活用されるためには、職員全員がワーク・ライフ・バランスの大切さを認識し、その推進に取り組むことが重要であり、任命権者においては、職員全員の意識啓発を図りながら、職場全体で支援する勤務環境づくりに更に努めることが必要である。

エ 非常勤職員等の勤務環境の整備

行政ニーズの多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、臨時的任用及び特別職の任用の適正を確保し、会計年度任用職員の任用等について整備する地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が平成32年4月に施行されることとなっている。

任命権者においては、昨年4月に、非常勤職員について、その職務の内容が補助的・定型的な職や労働者性の高い職を、特別職から一般職へと位置付けたところである。また、本年4月には、原則常時勤務を要する職に欠員を生じた場合にのみ臨時的任用を行うこととしたところである。さらに、平成32年4月からの会計年度任用職員制度の円滑な実施に向けて、改正法の趣旨を踏まえ、国や他の都道府県の動向などにも留意しながら準備を進める必要がある。なお、非常勤職員等が十分に能力を発揮できるよう、引き続き適正な任用・勤務条件等を確保する必要がある。

(4) 職員の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員本人やその家族にとって大切なことであり、また、職員が安心して公務に専念し、その持てる能力を十分に発揮するためにも重要である。任命権者においては、定期健康診断後の事後指導や長時間勤務者に対する健康管理、ストレスチェックの拡充やカウンセリング相談など様々な健康管理対策に取り組んでいるところである。近年は有所見（「要経過観察」以上）率が高い50歳台の職員の割合が増加していることに加え、20歳台及び30歳台職員の有所見率も徐々に上昇していることから、若年層にも配慮した職員の健康管理がますます重要になっている。

学校現場における精神疾患による病気休職者については、様々な心の健康管理対策により、5年前の平成25年4月の47名から本年4月の26名へと減少している。引き続き、任命権者においては、心の問題が生じる要因の調査・分析に基づき、職員のストレスに対処する能力の向上、管理監督者による支援体制の強化、相談窓口の多様化等を図り、重層的に予防・早期発見・早期対応ができる環境を整えていくとともに、円滑な職場復帰と再発防止の観点から職員を支援することが必要である。

また、長時間の時間外勤務により、心身の疲労が蓄積し、職員の身体のみならず心の健康にも害を及ぼすことが懸念される。任命権者においては、勤務時間管理システムやタイムレコーダーなどにより職員の勤務実態を把握し、やむを得ず長時間勤務を行った者に対しては、産業医による面談など適切な措置を講ずる必要がある。特に、近年多発している大規模災害への対応業務に関わる職員については、長時間勤務となることが想定されるため、十分な配慮が必要である。

なお、職員の疲労蓄積を防止するための勤務時間制度の弾力化については、職員の

健康確保や柔軟な働き方の観点から、国や他の都道府県における検討状況に留意する必要がある。

また、衛生委員会等を活用し、労働災害の防止のみならず、長時間労働や健康管理対策、職場環境等を含めて幅広く議論することで、職員一人ひとりの意識を高め、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全や健康の確保に努める必要がある。

(5) ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント等のハラスメントは、職場内秩序を乱し、業務運営に支障を生じさせる要因となり得るだけでなく、職員の人格や尊厳を傷つける行為であり、精神的・身体的苦痛を与え、能力発揮を妨げるとともに、職場環境や健康を害するものである。

任命権者においては、研修等を通じたハラスメント防止に関する周知啓発やきめ細かな相談対応など、引き続き発生防止と排除のための取組を進め、職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な職場環境の確保に努めていく必要がある。

また、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについても、研修会等の機会を活用するなどして職員に対して意識啓発を図っていく必要がある。

(6) 公務員倫理の保持

県民中心の県政を推進する上では、県民の信頼を確保することが最も重要であり、職員は、常に公務員としての自覚と節度を保ちつつ、勤務時間の内外を問わず、信用を失墜することのないように自戒する必要がある。このため、本委員会では、これまでも公務員倫理の保持と服務規律の徹底について、繰り返し言及してきたが、一部の職員とはいえ、公務員としての自覚を欠いた行為が発生している状況にある。

任命権者においては、再発防止対策を講ずるとともに、職場での指導や研修などを通じて職員への法令遵守及び服務規律の徹底を図り、不祥事の根絶に向けたより一層の取組が必要である。

また、職員においては、一人ひとりが、現下の公務をめぐる厳しい諸情勢を自覚し、常に県民全体の奉仕者として、高い倫理観・使命感を保持するとともに、厳正な服務規律の下で、公務の公正かつ効率的な執行に努め、県民の信頼を回復し、期待にこたえていくことが肝要である。

(7) 定年の引上げをめぐる動向

少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続いている中、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題となっている。

る。また、年金支給開始年齢の引上げが進み、無年金期間が拡大する中、職員が生活への不安を覚えることなく職務に専念できるよう雇用と年金の接続を図ることが、重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、人事院は、本年8月、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であるとして、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。この意見の申出において、役職定年制の導入や60歳を超える職員の給与など定年の引上げに関する具体的措置や、定年の引上げを円滑に行うため取り組むべき施策等について言及している。

地方公務員の定年は、地方公務員法において、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとされている。

定年の引上げについては、国の動向等を注視しながら、職員がモチベーションを維持しつつ、その能力及び経験を生かすことができるよう、本県の実情を踏まえ、所要の検討を進める必要がある。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

職員の使命は、県民の期待と信頼に応えることであり、常日頃の業務に真摯に取り組むことはもちろんのこと、特に災害などの不測の事態が生じることの多い昨今は、一層の熱意や使命感を持って、迅速かつ的確に対応することが求められている。

このような中、職員は、本年4月の中津市耶馬溪町における山地崩壊及び平成30年7月豪雨への対応業務に加え、昨年九州北部豪雨及び台風18号等の被害からの一日も早い復旧・復興に向けた業務に、日々、精力的に従事しているところである。

また、職員は、常日頃から県民中心の県政の基本に立った「安心・活力・発展」の大分県づくりを更に推進するため、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の着実な実行に尽力するなど、それぞれの職場において、高い士気を持って困難な諸課題に粘り強く取り組んでいる。

人事委員会の勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別記

人事院の報告及び勧告の概要

【職員の給与に関する報告及び勧告】

○本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差 (0.16%) を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ (0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査 (完了率88.2%)

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16% [行政職(-)…現行給与410,940円 平均年齢43.5歳]

[俸給583円 はね返し分 (注) 72円]

(注) 俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月 (公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(-)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験 (大卒程度)、一般職試験 (大

卒程度)及び一般職試験(高卒者)に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(-)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(-)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
(ボーナス)

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月 期	12 月 期
30年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.90月(支給済み)	0.95月(現行0.90月)
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

【公務員人事管理に関する報告】

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。

公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職（一）の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度

を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する

- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換えされた職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換えされた職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年大分県条例第48号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,800円とすること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とすること。

イ 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円、人事委員会が定める特殊な業務を主とする宿日直勤務又は12月29日から翌年の1月3日までの期間における宿日直勤務は7,400円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成30年12月期の支給割合

a 特定管理職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあつては、0.475月分）とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあつては、0.575月分）とす

ること。

(イ) 平成31年6月期以降の支給割合

a 特定管理職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.55月分）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の改正

扶養手当

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の扶養手当の経過措置額については、報告で言及した趣旨を踏まえ、所要の改定を行うこと。

5 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成30年12月1日から、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成31年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再任用職員以外の職員	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600	381,500	393,300				
	95		295,200	343,100	381,900	393,600				
	96		295,600	343,500	382,300	393,800				
	97		295,800	343,700	382,600	394,000				
	98		296,100	344,100	383,100					
	99		296,500	344,500	383,500					
	100		296,900	344,800	383,900					
	101		297,100	345,100	384,200					
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時職員及び非常勤職員を除く。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000

	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
再任用職員以外の職員	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	262,800	318,600	388,600		
	75	264,200	319,700	389,200		
	76	265,300	320,800	389,900		
	77	266,400	321,900	390,600		
	78	267,600	322,900	391,200		
	79	268,900	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		

	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900	397,900		
	91	282,700	331,400	398,400		
	92	283,900	331,900	399,100		
	93	284,800	332,200	399,500		
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700

	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
再任 用職 員以 外の 職員	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000

再任 用職 員以 外の 職員	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300	387,900			
87		289,700	325,600	346,600	388,300			
88		289,900	326,000	346,900	388,700			

	89		290,300	326,400	347,300	389,100		
	90		290,500	326,800	347,600	389,600		
	91		290,700	327,200	348,000	390,000		
	92		290,900	327,600	348,300	390,400		
	93		291,300	327,900	348,700	390,800		
	94		291,500	328,100	349,000	391,300		
	95		291,700	328,500	349,300	391,700		
	96		292,000	328,800	349,600	392,100		
	97		292,400	329,000	349,900	392,500		
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	147,800	172,900	226,600	270,400	319,200	356,100
	2	148,800	175,200	228,800	272,200	321,200	358,400
	3	150,000	177,700	230,800	274,000	323,300	360,600
	4	151,000	180,000	232,900	275,800	325,400	363,100
	5	152,000	182,400	234,900	277,100	327,600	365,100
	6	153,300	184,900	236,900	279,000	329,500	368,200
	7	154,600	187,300	239,000	280,800	331,100	371,400
	8	155,900	189,900	241,100	282,600	332,800	374,300
	9	157,000	192,100	243,300	284,000	334,300	377,100
	10	158,500	194,500	245,200	286,500	336,600	380,200
	11	160,100	196,900	247,100	288,700	338,900	383,300
	12	161,600	199,400	249,000	290,900	341,400	386,300
	13	162,900	201,900	250,700	293,300	343,300	389,000
	14	164,400	204,500	252,600	295,900	345,600	391,700
	15	165,900	207,200	254,400	298,100	347,900	394,500
	16	167,500	209,800	256,300	300,500	350,300	397,200
	17	168,900	212,200	257,900	302,700	352,600	400,000
	18	170,600	214,900	259,800	304,900	355,100	402,000
	19	172,300	217,600	261,700	307,100	357,500	404,000
	20	174,000	220,300	263,600	309,200	359,900	406,000
	21	175,600	222,900	265,100	311,200	362,300	407,500
	22	177,600	224,500	266,700	312,400	364,700	409,400
	23	179,500	226,100	268,200	313,500	366,900	411,200
	24	181,400	227,700	269,600	314,700	369,200	413,200
	25	183,100	229,200	271,100	316,000	371,300	414,700
	26	184,900	230,600	272,700	317,400	373,700	416,200
	27	186,700	232,100	274,100	318,900	376,100	417,900
	28	188,500	233,400	275,600	320,500	378,400	419,600
	29	190,100	235,000	276,900	321,800	380,400	420,600
	30	192,200	235,800	278,300	323,400	382,500	422,200
	31	194,300	236,900	279,700	325,000	384,700	423,700
	32	196,400	238,000	280,900	326,700	386,800	425,300
	33	198,300	239,200	281,700	328,200	388,500	426,800
	34	200,200	240,100	283,100	329,800	390,100	428,100
	35	202,100	240,900	284,200	331,100	391,700	429,400
	36	204,000	241,800	285,500	332,600	393,500	430,600
	37	205,800	242,500	286,500	334,100	395,000	431,800
	38	207,400	243,300	287,700	335,700	396,400	432,800
	39	208,900	244,100	288,500	337,300	397,900	433,800
	40	210,500	245,000	289,500	338,700	399,400	434,800

再任用職員以外の職員	41	211,900	245,900	290,600	340,000	399,900	435,200
	42	213,400	246,800	291,500	341,300	401,200	435,800
	43	215,000	247,700	292,300	342,800	402,400	436,500
	44	216,600	248,600	293,000	344,300	403,800	437,200
	45	218,000	249,400	293,900	345,700	405,200	437,800
	46	219,200	250,300	295,100	347,100	406,600	438,100
	47	220,400	251,100	296,200	348,500	408,000	438,700
	48	221,700	252,000	297,500	349,900	409,300	439,200
	49	223,100	252,400	298,900	350,700	410,600	439,500
	50	224,300	253,100	300,000	352,100	411,500	440,200
	51	225,200	253,700	301,100	353,400	412,400	440,900
	52	226,300	254,100	302,000	354,800	413,300	441,600
	53	227,600	254,300	303,000	356,100	413,500	442,200
	54	228,900	254,700	304,000	357,500	413,900	442,900
	55	230,100	255,100	305,100	358,800	414,400	443,600
	56	231,300	255,800	306,000	360,200	414,900	444,200
	57	232,400	256,100	307,100	360,800	415,300	444,600
	58	233,600	256,800	308,100	362,000	415,500	445,300
	59	234,800	257,200	309,200	363,100	416,100	446,000
	60	236,000	257,800	310,300	364,400	416,500	446,700
	61	237,200	258,400	311,000	365,500	416,800	447,100
	62	238,300	258,800	311,700	366,100	417,400	447,400
	63	239,200	259,300	312,500	366,600	418,000	447,700
	64	240,300	259,800	313,300	367,200	418,600	448,000
	65	240,900	260,200	313,600	367,600	419,200	448,200
	66	241,900	260,600	314,300	368,100	419,800	448,500
	67	242,700	260,800	314,800	368,600	420,300	448,800
	68	243,700	261,300	315,400	369,100	420,900	449,100
	69	244,400	261,600	316,100	369,300	421,500	449,300
	70	245,200			369,600	422,000	449,600
	71	245,900			370,000	422,600	449,900
	72	246,800			370,300	423,200	450,100
	73	247,600			370,800	423,700	450,300
	74	248,300			371,000	424,300	
	75	248,800			371,500	424,800	
	76	249,400			371,900	425,400	
	77	249,700			372,200	425,900	
	78	250,000			372,700	426,500	
79	250,600			373,200	427,200		
80	251,300			373,700	427,800		
81	251,700			374,200	428,100		
82	252,000			374,600	428,700		
83	252,200			375,100	429,400		
84	252,700			375,600	430,000		
85	253,000			376,000	430,400		
86				376,500	430,900		
87				376,900	431,600		
88				377,400	432,300		

	89				377,900	432,500	
	90				378,400		
	91				378,900		
	92				379,400		
	93				379,700		
	94				380,100		
	95				380,600		
	96				381,000		
	97				381,500		
	98				381,800		
	99				382,300		
	100				382,700		
	101				383,300		
	102				383,600		
	103				384,100		
	104				384,500		
	105				385,100		
再任用職員		215,100	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500

	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	476,900
	47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	477,300
	48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	477,700
	49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	478,000
	50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	455,000	
	63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	455,200	
	64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	455,400	
	65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	455,800	
	66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			

再任用職員以外の職員

89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400	398,800		
127		354,400	374,900	399,200		
128		354,800	375,400	399,700		
129		355,200	375,700	400,100		
130		355,600	376,200			
131		356,000	376,700			
132		356,400	377,200			
133		356,600	377,500			
134		357,100	378,000			
135		357,500	378,400			
136		357,800	378,800			

	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	

	41	232,000	287,300	352,400	404,800
	42	233,700	289,700	354,500	406,200
	43	235,300	292,000	356,400	407,500
	44	236,900	294,500	358,500	409,000
	45	238,300	296,500	360,300	410,600
	46	239,700	299,000	362,300	411,900
	47	241,000	301,300	364,200	413,400
	48	242,200	304,000	366,200	415,000
	49	243,600	306,400	367,800	416,700
	50	245,100	308,800	369,600	418,100
	51	246,300	311,300	371,500	419,700
	52	247,800	313,600	373,500	421,200
	53	249,000	315,800	375,300	422,900
	54	250,200	318,000	377,100	424,400
	55	251,600	320,100	378,900	426,000
	56	252,700	322,300	380,600	427,600
	57	254,000	324,200	382,100	429,100
	58	255,100	326,300	383,700	430,600
	59	256,200	328,400	385,400	431,800
	60	257,400	330,400	387,100	433,000
	61	258,700	332,500	388,300	434,200
	62	259,800	334,600	389,700	435,500
	63	261,200	336,800	391,100	436,800
	64	262,300	339,000	392,400	438,000
	65	263,600	340,700	393,800	439,200
	66	265,100	342,900	395,000	440,400
	67	266,600	344,900	396,400	441,600
	68	268,300	347,100	397,800	442,800
	69	269,700	348,900	399,100	444,000
	70	271,100	350,800	400,400	445,200
	71	272,500	352,800	401,800	446,400
	72	273,900	354,800	403,100	447,600
	73	275,000	356,400	404,400	448,700
	74	276,400	358,300	405,800	449,300
再任用職員以外の職員	75	277,800	360,100	407,200	449,800
	76	279,000	362,000	408,500	450,300
	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	

89	293,900	381,200	424,000
90	295,000	382,500	425,000
91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	

	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700	417,500			
	151	328,000	417,800			
	152	328,300	418,000			
	153	328,500	418,200			
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

- 備考 (一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	

	41	231,000	262,000	351,300	374,000
	42	232,700	264,400	353,100	375,400
	43	234,300	266,600	354,700	376,800
	44	235,900	268,800	356,400	378,300
	45	237,600	270,900	358,200	379,700
	46	239,100	273,100	359,900	381,300
	47	240,400	275,300	361,200	382,900
	48	241,800	277,300	362,800	384,400
	49	243,000	279,600	364,000	385,800
	50	244,400	281,600	365,500	387,300
	51	245,900	283,500	367,100	388,800
	52	247,100	285,500	368,700	390,200
	53	248,200	287,300	370,100	391,400
	54	249,600	289,700	371,600	392,700
	55	250,800	292,000	373,100	393,800
	56	252,000	294,500	374,600	394,900
	57	253,200	296,500	376,100	396,300
	58	254,400	299,000	377,500	397,500
	59	255,500	301,300	378,900	398,700
	60	256,700	304,000	380,200	400,000
	61	258,100	306,400	381,100	401,200
	62	259,100	308,800	382,300	402,200
	63	260,300	311,300	383,500	403,600
	64	261,200	313,600	384,600	404,900
	65	262,200	315,800	385,500	406,100
	66	263,600	318,000	386,700	407,200
	67	265,000	320,100	387,700	408,400
	68	266,400	322,300	388,800	409,500
	69	268,000	324,200	390,000	410,500
	70	269,500	326,300	391,000	411,700
	71	271,000	328,400	392,100	412,900
	72	272,400	330,400	393,300	414,100
	73	273,400	332,500	394,300	414,700
	74	274,600	334,600	395,400	415,500
	75	275,900	336,800	396,500	416,200
	76	277,100	339,000	397,600	416,700
	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
再任	79	280,600	344,300	400,400	417,800
用職	80	281,800	346,100	401,400	418,200
員以	81	283,000	347,900	402,200	418,500
外の	82	283,900	349,700	403,000	418,900
職員	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000

89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	
113	303,700	385,300	415,600	
114	303,900	386,200	415,900	
115	304,100	387,100	416,200	
116	304,400	388,000	416,400	
117	304,700	388,800	416,600	
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		

	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
	162		406,700			
	163		407,000			
	164		407,200			
	165		407,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 (一) この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第2

号 給	給料月額
1	374,000 円
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別記第3

号 給	給料月額
1	396,000 円
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

号 給	給料月額
1	330,000 円
2	366,000
3	394,000

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

平成30年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数	2
第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比	2
第3表 職員の平均給与月額	3
第4表 行政職給料表の年齢階層別、学歴別人員及び平均給料月額	3
第5表 給料表別・級別平均給与月額	4
第6表 給料表別・級別・号給別人員	6
第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	22
第8表 給料表別・性別・年齢別人員	23
第9表 職員の扶養親族数別人員	25
第10表 管理職手当の支給状況	25
第11表 住居手当の支給状況	25
第12表 通勤方法	26
第13表 通勤手当の支給状況	27
第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員	28
第15表 交通用具利用者の通勤距離別人員	30
第16表 単身赴任手当の支給状況	32
第17表 年次有給休暇の取得状況	33

2 民間給与関係

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	35
第18表 産業別・企業規模別調査事業所数	36
第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	36
第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	37
第21表 民間における初任給の状況	49
第22表 民間における定期昇給制度の状況	49
第23表 民間における家族手当の支給状況	50
第24表 民間における住宅手当の支給状況	50
第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51

3 生計費及び労働経済関係

平成30年4月の標準生計費算定方法	52
第26表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費	52
第27表 労働経済指標	53

1 職員給与関係

平成30年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握するとともに、給与制度についての基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査対象

平成30年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）の適用を受ける者とした。一般職の職員のうち調査から除外した者を掲げると、次のとおりである。

ア 技能労務職員

イ 企業局及び病院局に勤務する職員

ウ 無給派遣職員

エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大分県条例第1号）の規定により派遣されている職員（ウに該当する職員を除く。）

オ 休職者

カ 非常勤職員

キ 臨時的任用職員

(3) 調査事項

平成30年4月分の給与、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数

給料表	区分 職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢	平均経験年数
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全職種	15,380人	9,511人	5,869人	12,966人	600人	1,809人	5人	44.0歳	21.7年
行政職	4,291	3,031	1,260	3,067	218	1,006		42.7	20.8
研究職	225	171	54	222	3			41.3	18.3
医療職(一)	16	10	6	16				42.3	18.9
医療職(二)	206	97	109	178	28			42.0	18.7
海事職	38	36	2	12	13	8	5	43.9	22.4
公安職	2,042	1,884	158	1,286	15	741		38.3	16.8
教育職(一)	2,672	1,627	1,045	2,559	59	54		46.6	23.8
教育職(二)	5,888	2,653	3,235	5,624	264			46.0	23.2
特定任期付職員	2	2		2				52.7	0.5

- (注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第7表を除き第17表までにおいて同じ。)
 2 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表である(以下第4表、第7表、第9表及び第10表を除き第17表までにおいて同じ。)
 3 任期付研究員は在職していない(以下第17表までにおいて同じ。)

第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比

給料表	区分 計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種	100.0%	61.8%	38.2%	84.3%	3.9%	11.8%	0.0%
行政職	100.0	70.6	29.4	71.5	5.1	23.4	
研究職	100.0	76.0	24.0	98.7	1.3		
医療職(一)	100.0	62.5	37.5	100.0			
医療職(二)	100.0	47.1	52.9	86.4	13.6		
海事職	100.0	94.7	5.3	31.6	34.2	21.1	13.2
公安職	100.0	92.3	7.7	63.0	0.7	36.3	
教育職(一)	100.0	60.9	39.1	95.8	2.2	2.0	
教育職(二)	100.0	45.1	54.9	95.5	4.5		
特定任期付職員	100.0	100.0		100.0			

- (注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。
 2 比率は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給与種目	区分	行政職給料表適用職員		全職員	
		平成30年	平成29年	平成30年	平成29年
給料		328,828	330,238	360,790	362,767
扶養手当		10,616	10,764	10,216	10,237
管理職手当		8,175	8,311	5,863	5,900
地域手当		949	936	418	426
住居手当		6,501	6,374	6,635	6,412
その他		652	673	1,670	1,782
合計 (平均給与月額)		355,721	357,296	385,592	387,524

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当、特地勤務手当等である。

第4表 行政職給料表の年齢階層別、学歴別人員及び平均給料月額

年齢階層	学歴	大学卒		短大卒		高校卒		計	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
18~24	歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18~24		208	192,191	22	177,764	108	174,061	338	185,459
25~29		419	216,799	16	209,856	48	209,119	483	215,805
30~34		343	252,072	12	246,917	36	253,519	391	252,047
35~39		339	298,191	30	294,687	79	289,522	448	296,427
40~44		423	346,878	17	346,582	123	338,902	563	345,127
45~49		439	376,678	30	372,220	216	369,160	685	374,112
50~54		447	396,467	48	384,531	174	388,176	669	393,454
55~59		448	421,289	43	399,933	222	401,893	713	413,962
60~		x	x					x	x
合計		3,067	325,044	218	329,290	1,006	337,000	4,291	328,063
平均年齢		41.9		44.1		44.8		42.7	

- (注) 1 この表でいう平均給料月額には、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含むが給料の調整額は含まない。
 2 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下第5表において同じ。)

第5表 給料表別・級別平均給与月額

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
全 職 種		人 15,380	% 100.0	円 360,790	円 10,216	円 5,863	円 418	円 6,635	円 1,670	円 385,592
行 政 職	1	340	7.9	190,045	610		117	8,269		199,041
	2	568	13.2	216,397	1,803		1,023	12,299	157	231,679
	3	643	15.0	276,479	8,600		1,220	9,229	373	295,901
	4	1,285	29.9	355,457	13,802		779	5,567	574	376,179
	5	987	23.0	393,398	15,528	1,971	208	3,815	519	415,439
	6	124	2.9	402,155	16,427	59,779	4,340	3,163	2,419	488,283
	7	268	6.2	430,904	11,825	67,568	1,771	2,776	2,414	517,258
	8	59	1.4	456,224	7,017	92,662	3,401	1,831	4,068	565,203
	9	17	0.4	492,994	6,906	126,165	14,604		1,765	642,434
計	4,291	27.9	328,828	10,616	8,175	949	6,501	652	355,721	
研 究 職	1									
	2	70	31.1	246,794	1,879		192	13,506	1,286	263,657
	3	136	60.4	375,240	16,415			6,986	1,213	399,854
	4	16	7.1	423,481	9,594			3,500	1,875	438,450
	5	3	1.3	464,000	4,500	25,479		9,000		502,979
計	225	1.5	339,893	11,249	340	60	8,793	1,267	361,602	
医 療 職 (一)	1	3	18.8	313,300			50,128	9,000	308,300	680,728
	2	5	31.3	381,940	10,000		62,710	5,400	320,320	780,370
	3	x	6.3	x	x	x	x	x	x	x
	4	7	43.8	563,172	7,071	96,743	106,718		186,286	959,990
計	16	0.1	458,282	9,344	42,325	81,592	3,375	243,975	838,893	
医 療 職 (二)	1									
	2	28	13.6	222,389				17,357	16,071	255,817
	3	18	8.7	261,545	2,000			11,872	18,333	293,750
	4	47	22.8	281,645	4,766			8,719	7,468	302,598
	5	92	44.7	384,050	13,049			3,228	5,382	405,709
	6	10	4.9	409,880	14,150	62,340		2,700	3,000	492,070
	7	11	5.3	433,236	8,864	66,290		2,455		510,845
計	206	1.3	331,888	8,250	6,566		7,090	8,040	361,834	
海 事 職	1	x	2.6	x	x	x	x	x	x	x
	2	2	5.3	267,800	18,250			13,500		299,550
	3	7	18.4	282,615	8,786			11,071		302,472
	4	26	68.4	363,876	20,288			5,915	1,154	391,233
	5	x	2.6	x	x	x	x	x	x	x
	6	x	2.6	x	x	x	x	x	x	x
計	38	0.2	344,958	18,013	1,218		6,863	1,579	372,631	

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
公 安 職	1	人 155	% 7.6	円 202,827	円 465	円	円	円 2,937	円	円 206,229
	2	238	11.7	226,594	2,181			11,469	329	240,573
	3	492	24.1	270,791	12,459		628	14,799	1,404	300,081
	4	573	28.1	346,774	20,247		480	6,682	4,923	379,106
	5	352	17.2	392,495	22,213		71	3,844	6,198	424,821
	6	139	6.8	421,907	20,460		1,281	2,821	5,827	452,296
	7	33	1.6	434,991	15,212	56,628		709	13,636	521,176
	8	40	2.0	455,563	13,500	73,212	4,104		5,250	551,629
	9	20	1.0	472,235	12,675	90,747		1,350	13,500	590,507
	計	2,042	13.3	321,314	14,829	3,238	466	7,879	3,679	351,405
教 育 職 (一)	1	36	1.3	297,221	10,722			10,817		318,760
	2	2,383	89.2	395,395	10,484			6,843	50	412,772
	特2	108	4.0	443,841	17,819			4,031	1,111	466,802
	3	93	3.5	458,481	14,495	47,514		4,316	4,839	529,645
	4	52	1.9	480,579	11,346	67,421		3,912	5,192	568,450
	計	2,672	17.4	399,884	10,940	2,966		6,637	359	420,786
教 育 職 (二)	1									
	2	4,914	83.5	371,080	7,191			6,973	998	386,242
	特2	214	3.6	425,937	13,390			1,584	311	441,222
	3	392	6.7	429,719	13,066	45,852		3,089	4,920	496,646
	4	368	6.3	445,537	9,942	55,539		2,096	4,302	517,416
計	5,888	38.3	381,630	7,980	6,524		6,213	1,441	403,788	
特 定 任 期 付 職 員	1									
	2									
	3	x	50.0	x	x	x	x	x	x	x
	4	x	50.0	x	x	x	x	x	x	x
	5									
	6									
	7									
計	2	0.0	501,500				42,560		15,000	559,060

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含む。
2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当等である。
4 計の構成比は、各給料表の合計人員の全職員に対する構成比である。
5 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。
6 特定任期付職員の欄における級は、号給である。

第6表 給料表別・級別・号給別人員

1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		2							
3		5							
4		70							1
5		15		1					
6		15				1			
7		6	1					1	
8		44							
9	9	11							1
10		16	13						
11		12	14						
12	3	48	7						1
13	7	12	46					1	6
14	2	12	11						4
15		7	14						4
16	10	58	11						
17	6	7	29						
18	3	24	10					1	
19		14	11						
20	18	54	21					3	
21		12	30	2				1	
22	3	26	13	4				1	
23	1	20	15	16					
24	12	43	8	11					
25		3	29	23				2	
26	5	3	14	11				4	
27		1	15	21				5	
28	7	2	17	10				10	
29	78	1	30	30			5	18	
30	3	1	12	12			13	5	
31	6		8	16			42	5	
32	56		16	12			41	1	
33	9	1	27	19			18		
34	14		22	13			10		
35			14	22			18		
36	2	2	15	27			16		
37	18		25	18			8		
38	1		16	16			6		
39	3		7	30			12		
40	4	3	7	20			14		
41	6		11	13			10		
42	2	1	9	18			9		
43	2		6	26			10		
44	1	1	6	32			6		
45	8		9	28	2		5	1	
46	2		3	20	3		8		
47	1		5	25	1		6		
48	2	1	4	21	1		3		
49	6		3	25	4		1		
50	1		2	21	5		3		
51			2	24	4	2	1		
52	1		3	18	5	21	1		
53	1		2	20		20			
54	1		1	16	2	26			
55	1		1	28		3			
56			5	20	5	15			
57	4		1	27	5	19	1		
58		1	1	23	5				
59	1		2	22	9				
60				13	8				
61	3		2	9	10				
62				9	9				
63	2		1	17	8				
64		1	1	10	16				

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人 3	人	人 2	人 22	人 18	人	人	人	人
66				15	11				
67	1			30	8				
68	1		3	16	18				
69	2			12	20				
70			1	14	23				
71			2	24	26				
72	3	1	1	21	21				
73			2	14	15				
74	1			10	15	1			
75			2	10	7				
76	1			22	20				
77	1			12	31	4			
78			1	9	27	2			
79			1	7	17	3			
80				7	23				
81				11	33				
82	1			14	20	2			
83				6	26	2			
84				8	19	1			
85				4	23	1			
86			1	7	38				
87			1	5	30				
88				7	32				
89	1			6	32				
90				10	33				
91				4	20				
92				4	33				
93				4	26				
94				3	39				
95			1	4	28				
96			1	2	17				
97				5	136				
98				6					
99				9					
100			1	8					
101				94					
102			1						
103									
104			2						
105									
106									
107									
108									
109			1						
110									
111									
112									
113			11						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人員計	340	568	643	1,285	987	124	268	59	17

適用職員数	4,291人
-------	--------

(注) 各級内の太実践は、当該級の最高号給の位置を示した（以下第6表の各表において同じ。）。

2 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
級	人	人	人	人	人
1					
2		4			
3					
4					
5		4			
6					
7					
8		6	1		
9			1		
10			5		
11			2		
12		3			
13		2			
14		3	2		
15					
16		4	1		
17		2			
18		3	2		
19		1			
20		3			
21					
22		1	2		1
23		3			
24		5			
25			1		
26		1	4		
27		1	1		
28		3			
29					
30		4	2		
31					1
32		3			
33					
34		2			
35			1		
36		4	4		
37			1		
38		2	2		1
39		1			
40		7	3		
41					
42			1		
43		1			
44			1		
45			1		
46			2		
47				8	
48					
49			1		
50					
51			3		
52			2	1	
53					
54			3		
55				2	
56					
57					
58			1	1	
59					
60			3		
61			1		
62			2		
63					
64			1		

給号	1級	2級	3級	4級	5級
級	人	人	人	人	人
65			1		
66					
67			3		
68			1		
69		1			
70			1		
71			1		
72			3		
73				4	
74			1		
75			1		
76			1		
77			1		
78			2		
79			3		
80			1		
81			2		
82					
83			4		
84			2		
85			4		
86					
87			1		
88			3		
89			43		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人員計		70	136	16	3

適用職員数	225人
-------	------

3 医療職給料表(一) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
級	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8		2		
9				
10				
11				
12				
13		1		
14				
15				
16				
17		1		
18				
19				
20	3			
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44		1		1
45				
46				1
47				1
48				
49				
50				
51				1
52				

給号	1級	2級	3級	4級
53	人	人	人	人
54				
55				
56				
57				1
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
人員計	3	5	1	7

適用職員数	16人
-------	-----

4 医療職給料表(二) (保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		2					
6							
7							
8		1	1				
9		2					
10							
11			1	3			
12		1					
13			3	9			
14		1	1				
15			1	3			
16		2			1		
17			2	4			
18							
19		5	4	2	1		
20		1	1	2			
21				5			
22		11					
23							
24				2			
25				6	1		
26							
27			1	1	1		
28					2		7
29				3	2		2
30				1			
31		1		1	1		
32							
33					1		1
34					2		
35					2		
36					1		
37				1	2		1
38					1		
39					2		
40							
41							
42					1		
43					3		
44			1			1	
45				2	1	2	
46							
47							
48			1		2		
49					1	3	
50					1		
51					2		
52						1	
53					2	1	
54					1		
55					1		
56			1				
57					2		
58					1		
59							
60							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
61					1		
62					3		
63				1	1		
64					1		
65							
66		1					
67					1		
68					2		
69							
70							
71							
72					1		
73					2	2	
74					1		
75							
76					3		
77					1		
78							
79				1	1		
80							
81					1		
82							
83					2		
84					2		
85					1		
86							
87							
88					1		
89							
90							
91							
92					1		
93							
94					6		
95					2		
96					2		
97					18		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
人員計		28	18	47	92	10	11

適用職員数	206人
-------	------

5 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			1			
12			1			
13						
14						
15						
16			1			
17						
18						
19				1		
20			1			
21						
22				1		
23						
24						
25						
26						
27						
28				1		
29						
30						
31						
32						
33						
34				1		
35						
36				1		
37						
38						
39						
40						
41				1		
42						1
43						
44						
45				1		
46						
47						
48						
49						
50				1		
51						
52						
53						
54						
55						
56						

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		人	人	人	人	人	人
57							
58						1	
59							
60							
61				1			
62							
63					1		
64					1		
65					1		
66					1		
67							
68							
69			2	2			
70							
71					1		
72							
73					1		
74							
75							
76							
77							
78							
79					2		
80							
81					1		
82							
83							
84					1		
85		1					
86							
87					1		
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95					1		
96							
97					1		
98					1		
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105					4		
人員計		1	2	7	26	1	1

適用職員数	38人
-------	-----

6 公安職給料表 (警察官に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	23								
8		16							
9									
10	20	2							
11	8	1							
12		21							
13		1	1						
14	6	2							
15	2								
16		22	2						
17		2							
18	3	1							
19									
20	1	17							
21		1	8						
22		4	3		1				
23	35	1	6	1	1				
24		44	24		1				
25	1	2	10	5	2				
26	28	9	12	1	7				
27	4	4	10	8	4				
28	6	26	28	5	4				
29	1	5	13	4	7				
30	2	6	17	4	5				
31	1	3	11	9	4				
32		27	30	7	4				9
33	1	2	7	6	10				2
34		1	11	5	4				2
35	1		9	13	6				1
36		3	17	8	7				
37		1	25	7	8				
38	1	2	6	10	10				
39	1		11	9	10				1
40	3		10	6	4				2
41		3	13	9	5	1			
42			8	10	4				
43	1		16	8	2			1	
44		1	9	10	6			5	
45		2	14	13	3			1	
46		1	10	14	4	4		1	1
47	2	1	6	13	3	3		5	
48	1		8	12	3	1		1	1
49	1		16	13	5	1		2	1
50		1	7	10	4	1		2	
51	1	1	9	10	6	3		1	
52		1	3	15	4	3		1	
53			14	9	1	2	8	3	
54			8	11	5	2	1		
55			14	11	4		10		
56	1		9	8	3	2	3	1	
57			4	8	2	2	3	1	
58		1	6	5	10	5	1	2	
59			7	11	1	2	1	3	
60			4	5	3	1	1		
61			2	3			1	3	
62			3	5	5	1		2	
63			1	7	3	2	1		
64			4	6	2	3			
65			2	7	5			5	
66			2	6	6	3			
67			3	3		2			
68			1	5	6	1			
69			2	3	12	1			
70				6	1	1			
71			1	3	2	1			
72			2	5	3	2			
73			1	2	6	3			
74			2	3	3	1			
75			1	4	1	4			
76				8	5	2			

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
77					3	5	2			
78					4	5	2			
79					2	2	3			
80			2		8	3	4			
81					2	8				
82					6	3				
83			1		3	1	1			
84					3	2	1			
85			1			3		3		
86			1		3	2	3			
87			1		2	6	16			
88					2	5	1			
89					2	3	3			
90			1		6	2	5			
91			1		4	2	2			
92					3	3	3			
93			1			5	33			
94					3	3				
95					2	3				
96					2	2				
97					3	47				
98										
99					3					
100					1					
101					2					
102					1					
103					2					
104					5					
105					3					
106					2					
107					1					
108					2					
109					1					
110					3					
111					5					
112					2					
113					5					
114					1					
115					2					
116					1					
117					3					
118					8					
119					3					
120					3					
121					1					
122					6					
123					5					
124					7					
125					7					
126					6					
127					9					
128					2					
129					19					
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計		155	238	492	573	352	139	33	40	20

適用職員数	2,042人
-------	--------

7 教育職給料表(一) (県立学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、
教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給	級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		15			
6		1			
7					
8		8			
9		6			
10		3			
11					
12		12			
13		6			
14		2			
15	1	1			
16		4			
17		7			
18		4			
19		2			
20		12			
21		6			
22		3			
23		4			
24		18			
25		7			1
26		2			
27		7			1
28		12			
29		9			
30		7			1
31		3			10
32		16			1
33		5			1
34		5			
35		11			2
36		16			3
37		4			32
38		6			
39		4			
40		12			
41		2			
42		5			
43		6			
44	1	9			
45	1	11			
46	1	6			
47		8			
48		7			
49		8			
50		13			
51	1	7			
52		18		1	
53		8			
54		9			
55		9			
56		9			
57		7			
58		13			
59		10		5	
60	1	20		3	
61		10		1	
62		18		3	
63		12		5	
64	1	19		2	
65	1	11		2	
66		12	2	2	
67		12	1	3	
68		20		2	
69		14		1	
70		16	1	4	
71		10	2		
72		21	4	5	
73	1	12	1	3	
74		19		1	
75		13	1	4	
76		16		6	
77	2	10	1	40	
78	1	25			
79	1	12	1		
80	3	14	1		

給 号	級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
81			11	3		
82	1		26	1		
83			12	4		
84	1		19	2		
85	1		10	1		
86	1		28	1		
87			14	3		
88	1		15	7		
89	1		16	9		
90	1		36	5		
91	1		19	4		
92	1		21	3		
93			13	3		
94			22	7		
95	1		16	12		
96			30	5		
97			13			
98	2		32	4		
99			25	1		
100			31			
101	1		15	4		
102			18			
103	1		17	3		
104			30	2		
105			21	1		
106	1		25	4		
107			16	1		
108			18			
109			26	1		
110			17			
111			16	1		
112			36			
113			21			
114			16	1		
115			18			
116			17			
117			10			
118			10			
119			21			
120			27			
121			11			
122	1		22			
123			29			
124	2		18			
125			16			
126			19			
127			26			
128			32			
129			14			
130			29			
131			33			
132	1		10			
133			3			
134			2			
135			1			
136			11			
137			10			
138			25			
139			65			
140			24			
141			41			
142			62			
143			84			
144			43			
145			51			
146			47			
147			50			
148			18			
149			62			
150						
151						
152						
153	1					
人員計		36	2,383	108	93	52

適用職員数	2,672人
-------	--------

8 教育職給料表(二) (市町村立の小学校・中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			3			
8						
9						
10			1			
11						
12						
13						
14			1			
15			1			
16			1			
17			73			
18						
19						1
20			64			9
21			25			24
22			4			26
23			9			51
24			61			14
25			22			17
26			15			12
27			6			20
28			84			11
29			19			14
30			15			19
31			5			12
32			75			14
33			20			11
34			14			7
35			11			13
36			79			9
37			14			84
38			23			
39			14			
40			45			
41			12			
42			26			
43			16			
44			45			
45			17			
46			22			
47			21			
48			47			
49			12			
50			13			
51			20			
52			28			
53			6			
54			21			
55			22			
56			35			
57			15			
58			25			
59			20			
60			26			
61			13			
62			20		1	
63			17			
64			39			
65			19	1		
66			28	1		
67			23	1	1	
68			28		1	
69			15	3	2	
70			29		1	
71			22		5	
72			29	2	1	
73			17	1	5	
74			28		8	
75			28	2	21	
76			33	4	25	
77			18	4	16	
78			19	1	17	
79			24	4	33	
80			26	1	19	
81			19	2	7	
82			36	7	6	
83			18	2	22	
84			19	3	16	

給 号	級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
85			22	7	10	
86			25	3	21	
87			13	3	16	
88			26	7	8	
89			26	7	6	
90			28	16	7	
91			23	8	8	
92			28	12	13	
93			17	10	96	
94			29	6		
95			16	11		
96			25	12		
97			25	11		
98			28	8		
99			20	12		
100			25	5		
101			31	3		
102			31	5		
103			32	4		
104			35	1		
105			22	1		
106			18	5		
107			27	2		
108			42	1		
109			29	6		
110			27	4		
111			18	2		
112			37	1		
113			31	1		
114			17	1		
115			19			
116			22			
117			36			
118			27			
119			23			
120			30			
121			35			
122			25			
123			41			
124			41			
125			56			
126			28			
127			25			
128			38			
129			20			
130			29			
131			29			
132			39			
133			17			
134			48			
135			64			
136			23			
137			27			
138			47			
139			47			
140			55			
141			29			
142			42			
143			46			
144			31			
145			13			
146			7			
147			4			
148			21			
149			10			
150			45			
151			115			
152			55			
153			39			
154			68			
155			114			
156			56			
157			103			
158			107			
159			172			
160			74			
161			379			
人員計			4,914	214	392	368

適用職員数	5,888人
-------	--------

9 特定任期付職員給料表 (高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	1
4	1
5	
6	
7	

適用職員数 2 人

第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職	57		1		54					1	1
研 究 職	6		1		5						
医 療 職 (二)	7					6		1			
海 事 職	1				1						
公 安 職	26		1		9	16					
教 育 職 (一)	100		100								
教 育 職 (二)	155		155								
再任用職員計	352										
60 歳	152										
61 歳	102										
62 歳	49										
63 歳	33										
64 歳	16										

その2 短時間勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
教 育 職 (一)	2		2			
再任用職員計	2					
60 歳						
61 歳						
62 歳	1					
63 歳						
64 歳	1					

第8表 給料表別・性別・年齢別人員

給料表 年齢	全職種			行政職		研究職		医療職(一)		医療職(二)		海事職		公安職		教育職(一)		教育職(二)		特定任期付職員	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16																					
17																					
18	29	22	7	6	2									16	5						
19	37	27	10	8										19	10						
20	43	29	14	11	6									18	7				1		
21	56	40	16	15	10									24	3	1				3	
22	205	99	106	33	34		2			2				48	9	3	11	15	48		
23	272	136	136	53	44	4	4			3				41	12	8	6	30	67		
24	295	145	150	61	55	1	3			1		1		51	10	1	18	29	64		
25	308	156	152	58	38	3	4	1		2	9			40	5	7	11	45	85		
26	284	146	138	45	40	6	2		1		5	2	1	37	7	12	12	44	70		
27	309	177	132	60	49	4	4	1		3	1			44	4	17	15	48	59		
28	297	168	129	54	42	3	2	1		2	4			56	9	10	16	42	56		
29	305	173	132	51	46	4	2	1	1	3	2			63	8	13	18	38	55		
30	302	190	112	61	35	4	3			1	5		1	61	6	17	17	46	45		
31	242	157	85	44	21	4	2			4	5	1		60	2	13	15	31	40		
32	238	147	91	49	23	6	4	1		1	3			49	2	10	13	31	46		
33	278	168	110	54	22	5	1			3	4	1		68	7	13	18	24	58		
34	267	149	118	50	32	4				2	5	1		49	2	11	25	32	54		
35	278	169	109	46	26	2				1	6			73	6	19	15	28	56		
36	289	174	115	59	27	4	2			1	1	1		66	4	14	33	29	48		
37	285	179	106	52	25	3			1	1	1			72	2	19	22	32	55		
38	352	229	123	68	36	1	1			4	3			74	8	36	27	46	48		
39	362	224	138	72	37	6	2			2	3			70	7	33	33	41	56		
40	330	206	124	77	21	1	2			3	2	1		44	2	41	35	39	62		
41	354	218	136	80	28	3	1			3	1	3		39	3	39	35	51	68		
42	331	200	131	78	28	4	1			1	3	3		50	3	34	32	30	64		
43	402	242	160	85	35	3	1			5	4	2		36	2	50	50	61	68		
44	456	276	180	94	37	5	2			3	6	2		48	4	55	53	68	78	1	
45	471	286	185	105	44	3	1			2	2	2		37	3	70	51	67	84		
46	425	239	186	80	40	4				1	2	1		41	2	51	53	61	89		
47	463	285	178	114	33	8	1			4	4	1		37	1	51	39	70	100		
48	435	254	181	77	44	5	1		2	2	4	3		35		58	36	74	94		
49	518	341	177	111	37	10	2		1	5	2			38	1	71	34	106	100		
50	528	328	200	109	32	8				1		2		36	1	75	34	97	133		
51	511	328	183	98	20	6	1			2	1	1		26		83	39	112	122		
52	559	362	197	92	34	8				3	2	1		32		100	39	126	122		
53	583	371	212	114	24	10	1			3	3	3		25	1	94	37	122	146		
54	644	422	222	118	28	11	2			3	1	1		30		98	48	161	143		
55	659	440	219	131	28	4		1		6	3	1		60		88	28	149	160		
56	668	436	232	142	32	2				4	1			45		93	30	150	169		
57	629	414	215	113	23	3		2		9	5			43		79	18	165	169		
58	537	377	160	92	22	4				3	1	1		32		73	15	172	122		
59	540	379	161	111	19	5		1		3				51		67	14	141	128		
60以上	4	3	1		1			1				1								1	
合計	15,380	9,511	5,869	3,031	1,260	171	54	10	6	97	109	36	2	1,884	158	1,627	1,045	2,653	3,235	2	

第9表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である 配偶者を有する者	扶養親族である 子を有する者	配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1 人	2,448 人	1,104 人	1,162 人	182 人
2 人	2,414 人	1,012 人	2,332 人	111 人
3 人	1,826 人	1,309 人	1,816 人	65 人
4 人	640 人	579 人	640 人	31 人
5 人	66 人	61 人	66 人	11 人
6 人以上	13 人	12 人	13 人	3 人
計	7,407 人	4,077 人	6,029 人	403 人

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,212円（平均扶養親族数は2.1人）である。

第10表 管理職手当の支給状況

支給区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	10種	受給者計	手当受給者1人当たり 平均手当月額
受給者	13 人	4 人	74 人	8 人	131 人	78 人	283 人	137 人	445 人	361 人	1,534 人	58,787 円

第11表 住居手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者					配偶者の 居住する 借家・間 借		職員1人 当たり 平均 手 当 額
		受給者数			受給者1人 当たり平均 手当月額	受給者数	受給者 1人当たり 平均手 当額		
		手当月額 11,000円 未満の 受給者	手当月額 11,000円以上 27,000円未満 の受給者	手当月額 27,000円 の受給者					
全職種	15,380 人	4,119 人	23 人	2,053 人	2,043 人	24,761 円	6 人	11,017 円	6,636 円
行政職	4,291 人	1,131 人	4 人	548 人	579 人	24,658 円	1 人	6,500 円	6,501 円
研究職	225 人	84 人	1 人	47 人	36 人	23,554 円			8,793 円
医療職(一)	16 人	2 人			2 人	27,000 円			3,375 円
医療職(二)	206 人	58 人		28 人	30 人	25,181 円			7,090 円
海事職	38 人	11 人	1 人	3 人	7 人	23,709 円			6,863 円
公安職	2,042 人	644 人	4 人	335 人	305 人	24,926 円	3 人	12,533 円	7,879 円
教育職(一)	2,672 人	699 人	2 人	288 人	409 人	25,352 円	1 人	13,500 円	6,637 円
教育職(二)	5,888 人	1,490 人	11 人	804 人	675 人	24,548 円	1 人	8,500 円	6,213 円
特定任期付職員	2 人								

第12表 通勤方法

区分 給料表	職員数	交通機関				交通用具			交通機関 交通用具 併用	徒歩
		鉄道	バス	その他	交通機関 併用	自動車	原動機付 自転車	自転車		
全職種	人 15,380	人 321	人 556	人	人 43	人 11,225	人 227	人 815	人 1,051	人 1,142
行政職	4,291	254	457		28	2,003	57	489	458	545
研究職	225	2	4		0	174	4	8	21	12
医療職(一)	16	1	1		2	7	0	0	1	4
医療職(二)	206	8	8		2	135	0	12	32	9
海事職	38	0			0	34	0	2	2	
公安職	2,042	38	69		4	898	158	257	114	504
教育職(一)	2,672	13	9		5	2,312	5	22	275	31
教育職(二)	5,888	5	7		2	5,661	3	25	148	37
特定任期付職員	2		1			1				
比率 (全職種)	% 100.0	% 2.1	% 3.6	%	% 0.3	% 73.0	% 1.5	% 5.3	% 6.8	% 7.4
		6.0				79.8				

(注) 「その他」は、船等である。

第13表 通勤手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者数				受給者1人当たり平均手当額				職員1人当たり平均手当額
		計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	
	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円
全職種	15,380	12,620	910	10,659	1,051	13,614	12,287	9,654	54,926	11,171
行政職	4,291	3,286	735	2,093	458	18,879	12,545	11,952	60,699	14,457
研究職	225	201	6	174	21	17,660	11,994	11,755	68,208	15,776
医療職(一)	16	12	4	7	1	24,189	31,776	11,129	85,257	18,141
医療職(二)	206	182	18	132	32	20,899	14,786	12,848	57,548	18,464
海事職	38	36		34	2	8,739		7,582	28,403	8,279
公安職	2,042	1,249	108	1,027	114	5,058	8,038	4,901	3,646	3,093
教育職(一)	2,672	2,407	25	2,107	275	17,494	19,963	11,536	62,915	15,759
教育職(二)	5,888	5,245	13	5,084	148	10,177	9,339	8,745	59,417	9,065
特定任期付職員	2	2	1	1		7,974	6,647	9,300		7,974

第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員

所要額 (円) 給料表	4,000 未満	4,000 以上	6,000 ～	8,000 ～	10,000 ～	12,000 ～	14,000 ～	16,000 ～	18,000 ～	20,000 ～	22,000 ～	24,000 ～	26,000 ～	28,000 ～	30,000 ～	32,000 ～
全 職 種	人 28	人 174	人 146	人 21	人 97	人 86	人 64	人 8	人 23	人 6	人 4	人 5	人 4	人 5	人	人 2
行 政 職	16	120	127	181	84	71	58	6	16	5	2	4	3	5		1
研 究 職		1	1		1	1		1	1							
医 療 職 (一)						1	1									1
医 療 職 (二)	1	2	1	2	3	3		1	3		1					
海 事 職																
公 安 職	7	42	11	34	6	3	5		1	1	1					
教 育 職 (一)	3	5	2	3	2	4			1			1	1			
教 育 職 (二)	1	4	3	1	1	3			1							
特定任期付職員			1													

(注) 交通用具との併用者を除く。

34,000 ~	36,000 ~	38,000 ~	40,000 ~	42,000 ~	44,000 ~	46,000 ~	48,000 ~	50,000 ~	52,000 ~	54,000 ~	56,000 ~	58,000 ~	60,000 ~	62,000 ~	64,000 ~	65,000 ~	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
			2		1		1		3	4		5	1	4		26	920
			1		1		1		2	4		5	1	3		22	739
																	6
														1			4
																1	18
																	111
			1						1							3	27
																	14
																	1

第15表 交通用具使用者の通勤距離別人員

給料表	種類	距離 (km)								
		2未満	2以上	4～	7～	10～	15～	20～	25～	30～
全職種	自動車等	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	自動車等	1,211	1,803	2,081	1,337	1,632	1,079	607	501	428
	高速道路等	397	263	124	19	12				
	計	1,608	2,066	2,205	1,356	1,644	1,079	607	501	428
行政職	自動車等	217	231	300	224	242	194	97	111	133
	自動車等	239	151	79	12	8				
	高速道路等									
	計	456	382	379	236	250	194	97	111	133
研究職	自動車等	10	24	26	26	17	21	10	8	13
	自動車等	2	5	1						
	高速道路等									
	計	12	29	27	26	17	21	10	8	13
医療職(一)	自動車等		1	2	1		1			1
	自動車等									
	高速道路等		1	2	1		1			1
	計		1	2	1		1			1
医療職(二)	自動車等	9	17	21	8	9	13	20	3	19
	自動車等	6	3	2	1					
	高速道路等									
	計	15	20	23	9	9	13	20	3	19
海事職	自動車等		5	6	5	9			3	2
	自動車等	2								
	高速道路等									
	計	2	5	6	5	9			3	2
公安職	自動車等	176	319	166	127	161	68	23	10	
	自動車等	110	100	39	5	3				
	高速道路等									
	計	286	419	205	132	164	68	23	10	
教育職(一)	自動車等	214	318	367	214	307	267	151	133	112
	自動車等	18	1	2		1				
	高速道路等									
	計	232	319	369	214	308	267	151	133	112
教育職(二)	自動車等	585	888	1,193	732	886	515	306	233	148
	自動車等	20	3	1	1					
	高速道路等									
	計	605	891	1,194	733	886	515	306	233	148
特定任期付職員	自動車等					1				
	自動車等									
	高速道路等					1				
	計					1				

- (注) 1 交通機関との併用者を除く。
 2 「自動車等」には、高速道路等利用者を含まない。
 3 「高速道路等」とは、高速道路等の有料道路の利用者をいう。

35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	計
人 159	人 159	人 122	人 81	人 46	人 33	人 9	人 3	人 4	人 2	人 11	人 11,452
35	35	73	169	124	57	66	69	48	29	68	816
194	194	195	250	170	90	75	72	52	31	80	745
101	60	56	34	23	23	5	3	1	1	4	13,013
1	5	21	77	60	25	24	38	21	18	44	2,060
102	65	77	111	83	48	29	41	22	19	48	489
8	5	6	3	1							334
	2	1	2	5	1	4	1	1	1	2	2,883
8	7	7	5	6	1	4	1	1	1	2	178
											8
1										1	20
1										1	206
12		1	2	1							7
	1		5	5	5	1	4	1	1	2	1
12	1	1	7	6	5	1	4	1	1	2	1
											8
1	2									1	34
1	2									1	2
											36
3		2	1								1,056
3		2	1								257
											1,313
93	52	33	30	16	4	3		1	1	1	2,317
5	14	34	57	32	14	25	17	17	8	17	22
98	66	67	87	48	18	28	17	18	9	18	240
											2,579
84	40	24	11	5	6	1		2		5	5,664
1	13	17	28	22	12	12	9	8	1	3	25
85	53	41	39	27	18	13	9	10	1	8	126
											5,815
											1
											1

第16表 単身赴任手当の支給状況

手当額(円) 給料表	30,000	34,000	36,000	38,000	54,000	62,000	76,000	82,000	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 職 種	90	130	105	86	1	4	13	3	432
行 政 職	6	21	20	28	1	2	11		89
研 究 職	1	1	1	2				1	6
医 療 職 (一)									
医 療 職 (二)				1					1
海 事 職				1		1			2
公 安 職	76	85	58	22			1		242
教 育 職 (一)	2	8	9	13					32
教 育 職 (二)	5	15	17	19			1	2	59
特定任期付職員						1			1

第17表 年次有給休暇の取得状況

区分 給料表	平均使用 限度日数	使 用 日 数																						計		
		0日	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～	22日 ～	24日 ～	26日 ～	28日 ～	30日 ～	32日 ～	34日 ～	36日 ～	38日 ～	40日	職員数	平均 使用日数	平均 使用率
	日・時間	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日・時間	%
全 職 種	37.7	222	364	824	1,274	1,500	1,689	1,695	1,747	1,543	1,313	1,278	719	343	182	81	50	31	14	11	5	6	1	14,892	12.0	31.7
行 政 職	37.5	77	67	174	339	413	467	507	496	441	356	394	236	88	58	23	17	9	4	3	1	2	1	4,173	12.3	32.8
研 究 職	37.3	3	4	4	14	25	21	31	30	20	28	24	6	7	3		1	0	1			0	0	222	12.6	34.2
医療職（一）	33.4	4		1	1	2	1	1	3							1								14	7.3	22.6
医療職（二）	37.0	7	2	8	22	15	24	23	27	25	17	13	4	5	3			1						196	11.3	31.3
海 事 職	38.0	17				1				1	4	2					1							26	5.7	15.9
公 安 職	38.3	31	82	186	281	299	277	253	197	148	78	64	29	22	11	4	6	2	3	1	1	1		1,976	9.2	24.4
教育職（一）	38.0	42	71	142	208	232	256	257	292	278	264	298	168	79	32	20	12	9	2	3		1		2,666	12.5	33.4
教育職（二）	37.6	41	138	309	409	513	643	622	702	630	566	483	276	142	75	33	13	10	4	4	3	2		5,618	12.3	32.7
特定任期付職員	9.7							1																1	9.0	90.9

(注) 平成30年4月1日現在に在職する職員（平成29年12月31日の時点で在職していた職員に限る。）の平成29年中における年次有給休暇の使用状況である。

2 民間給与関係

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、例年のとおり人事院と共同して職種別民間給与実態調査を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における県内民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 417事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他職種54職種）

(3) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(2)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織・規模・産業により12層に層化し、これらの層から142事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第18表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(4) 集計

ア 調査実人員

初任給関係190人（行政職に相当する調査実人員178人）、初任給関係以外の調査職種5,470人（行政職に相当する調査実人員4,770人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、19,495人であり、行政職に相当するものは13,251人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

第18表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	131 事業所	35 事業所	61 事業所	35 事業所
農 業、林 業、漁 業、 鉱 業、建 設 業	14	4	6	4
製 造 業	62	18	29	15
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業	18	5	8	5
卸 売 ・ 小 売 業	4	2	2	-
金 融 ・ 保 険 業、 不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	2	2	-	-
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	31	4	16	11

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し調査不能の事業所が11あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表において同じ。）。

第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	186,918 円	193,820 円	183,824 円	175,133 円
	短 大 卒	164,373	169,751	160,910	161,288
	高 校 卒	156,267	161,204	153,265	152,403
新 卒 技 術 者	大 学 卒	196,072	204,896	192,145	183,182
	短 大 卒	171,461	177,581	166,243	163,756
	高 校 卒	161,742	165,859	156,746	160,522
計	大 学 卒	191,082	198,584	187,936	178,548
	短 大 卒	166,941	173,056	162,330	162,522
	高 校 卒	158,860	163,656	154,728	156,173

(注) 1 採用のある事業所について平均したものである。

2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものである。

備考 職員（行政職）の場合、上級試験で採用された職員の初任給は185,800円、中級試験で採用された職員の初任給は165,700円、初級試験で採用された職員の初任給は151,500円である。

第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種（公民給与比較職種）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	55.5	483,093		483,093	構成員50人以上の支店（社）の 長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	x	x	x	x	x	
	短 大 卒						
	高 校 卒	3	55.3	453,945		453,945	
	中 学 卒						
	工 場 長	3	57.5	931,207		931,207	構成員50人以上の工場長の長（取 締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	3	57.5	931,207		931,207	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	事 務 部 長	87	53.2	574,918	2,817	572,101	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	62	53.2	607,568	2,047	605,521	
	短 大 卒	3	51.7	526,738		526,738	
	高 校 卒	22	53.5	485,315	5,460	479,855	
	中 学 卒						
	技 術 部 長	89	51.6	643,864	2,298	641,566	同 上
	大 学 卒	56	52.3	693,453	3,541	689,912	
	短 大 卒	9	49.1	573,180		573,180	
	高 校 卒	24	51.0	560,359	383	559,976	
	中 学 卒						
事 務 部 次 長	44	50.9	551,663	698	550,965	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
大 学 卒	41	50.8	557,442	752	556,690		
短 大 卒							
高 校 卒	3	52.2	477,241		477,241		
中 学 卒							
技 術 部 次 長	18	50.1	513,996	10,913	503,083	同 上	
大 学 卒	11	50.7	540,610		540,610		
短 大 卒	x	x	x	x	x		
高 校 卒	6	49.2	459,988	9,323	450,665		
中 学 卒							
事 務 課 長	192	49.0	491,283	3,641	487,642	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大 学 卒	109	47.7	502,551	4,465	498,086		
短 大 卒	10	47.0	437,600	3,330	434,270		
高 校 卒	73	51.2	482,674	2,467	480,207		
中 学 卒							

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 課 長	272	49.3	540,961	10,452	530,509	2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	136	48.5	559,396	13,490	545,906	
	短 大 卒	29	49.9	543,188	13,958	529,230	
	高 校 卒	107	50.0	517,623	5,844	511,779	
	事 務 課 長 代 理	123	46.7	434,826	33,540	401,286	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	75	44.4	449,569	39,469	410,100	
	短 大 卒	10	48.8	417,950	39,172	378,778	
	高 校 卒	37	50.9	407,955	18,902	389,053	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技 術 課 長 代 理	122	41.4	443,177	58,307	384,870	同 上
	大 学 卒	62	37.0	420,314	59,940	360,374	
	短 大 卒	23	43.8	490,531	67,442	423,089	
	高 校 卒	37	47.7	458,969	51,331	407,638	
	事 務 係 長	292	44.8	407,525	42,475	365,050	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	121	41.4	426,234	52,281	373,953	
	短 大 卒	38	44.9	350,811	32,826	317,985	
	高 校 卒	133	47.6	408,893	37,205	371,688	
	技 術 係 長	284	46.8	514,467	66,450	448,017	同 上
	大 学 卒	136	43.7	523,781	64,124	459,657	
	短 大 卒	26	49.9	537,037	78,977	458,060	
	高 校 卒	121	50.6	493,467	65,623	427,844	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	事 務 主 任	218	41.2	342,261	32,618	309,643	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所において、職能資 格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	122	39.7	333,674	29,589	304,085	
	短 大 卒	27	40.5	309,499	33,451	276,048	
	高 校 卒	68	43.7	367,711	36,016	331,695	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技 術 主 任	281	46.7	492,320	96,680	395,640	同 上
大 学 卒	88	44.3	392,665	80,227	312,438		
短 大 卒	36	43.5	374,388	86,337	288,051		
高 校 卒	157	48.3	553,279	105,277	448,002		
中 学 卒							
事 務 係 員	1,412	36.3	274,707	32,321	242,386		
大 学 卒	547	33.9	292,164	36,408	255,756		
短 大 卒	209	37.6	255,979	27,355	228,624		
高 校 卒	655	38.0	266,356	30,594	235,762		
中 学 卒	x	x	x	x	x		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務・ 技術関係 職種	技 術 係 員	1,329	36.9	341,323	62,792	278,531	
	大 学 卒	481	34.0	342,181	68,461	273,720	
	短 大 卒	171	35.1	320,867	57,299	263,568	
	高 校 卒	673	39.4	345,593	60,103	285,490	
	中 学 卒	4	37.7	301,023	47,480	253,543	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
- 4 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下2から4において同じ)。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	54.9	457,210		457,210	行政職 9級
	大 学 卒	x	x	x	x	x	
	短 大 卒						
	高 校 卒	2	54.2	400,969		400,969	
	中 学 卒						
	工 場 長	3	57.5	931,207		931,207	同 上
	大 学 卒	3	57.5	931,207		931,207	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	事 務 部 長	39	53.3	662,773	1,895	660,878	同 上
	大 学 卒	32	53.2	678,847	2,177	676,670	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	6	54.1	569,330	223	569,107	
中 学 卒							
技 術 部 長	51	51.8	752,669	3,822	748,847	同 上	
大 学 卒	37	51.8	788,210	5,419	782,791		
短 大 卒	4	50.1	681,994		681,994		
高 校 卒	10	52.5	662,895		662,895		
中 学 卒							

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	16	53.7	594,560		594,560	行政職 9級
	大学卒	15	53.9	596,771		596,771	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒						
	中学卒						
	技術部次長	5	50.9	683,321		683,321	同 上
	大学卒	3	50.3	723,003		723,003	
	短大卒						
	高校卒	2	52.4	590,789		590,789	
	中学卒						
	事務課長	109	49.4	536,632	918	535,714	行政職 7級、8級
	大学卒	60	47.9	541,868	1,515	540,353	
	短大卒	4	47.2	472,572		472,572	
	高校卒	45	51.5	536,693	205	536,488	
	中学卒						
	技術課長	162	49.5	610,889	4,691	606,198	同 上
	大学卒	82	48.6	630,060	7,109	622,951	
	短大卒	17	49.6	636,881	9,506	627,375	
	高校卒	63	50.5	580,916	567	580,349	
	中学卒						
	事務課長代理	87	45.5	456,656	44,281	412,375	行政職 5級、6級
	大学卒	57	43.9	463,542	50,311	413,231	
	短大卒	7	48.7	420,591	42,654	377,937	
	高校卒	22	49.0	450,254	27,396	422,858	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術課長代理	96	40.6	454,234	57,189	397,045	同 上
	大学卒	53	35.5	421,346	62,096	359,250	
	短大卒	18	44.0	524,377	65,680	458,697	
高校卒	25	49.3	486,899	42,940	443,959		
中学卒							
事務係長	147	44.7	459,293	48,067	411,226	行政職 3級、4級	
大学卒	59	39.9	490,490	66,866	423,624		
短大卒	20	45.6	345,279	39,993	305,286		
高校卒	68	47.9	471,882	36,756	435,126		
中学卒							
技術係長	173	47.0	565,605	66,556	499,049	同 上	
大学卒	97	43.6	556,023	64,195	491,828		
短大卒	11	52.8	641,940	89,896	552,044		
高校卒	64	52.4	563,152	63,308	499,844		
中学卒	x	x	x	x	x		

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	50	42.6	395,077	36,783	358,294	行政職 2級 (一部は3級、4級)	
	大 学 卒	22	39.0	317,803	24,426	293,377		
	短 大 卒	2	51.8	392,090	36,442	355,648		
	高 校 卒	26	45.2	459,559	47,089	412,470		
	技 術 主 任	127	47.6	594,059	109,703	484,356	同 上	
	大 学 卒	17	35.5	417,417	76,622	340,795		
	短 大 卒	8	39.2	431,349	82,437	348,912		
	高 校 卒	102	49.0	616,222	113,725	502,497	行政職 1級	
	事 務 係 員	626	36.2	294,364	37,988	256,376		
	大 学 卒	270	34.5	315,326	45,333	269,993		
	短 大 卒	87	37.8	274,761	32,036	242,725		
	高 校 卒	268	37.3	281,394	33,134	248,260		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技 術 係 員	753	37.1	361,920	68,260	293,660		同 上
	大 学 卒	241	32.9	363,631	79,750	283,881		
	短 大 卒	86	34.5	338,624	62,303	276,321		
	高 校 卒	424	40.0	365,422	63,026	302,396		
	中 学 卒	2	35.0	309,026	37,688	271,338		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	x	x	x	x	x	行政職 7級、8級
	大 学 卒						
	短 大 卒	x	x	x	x	x	同 上
高 校 卒							
工 場 長							同 上
大 学 卒							
短 大 卒							
高 校 卒							
中 学 卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	40	53.1	518,397	4,171	514,226	行政職 7級、8級
	大学卒	27	52.8	538,839	2,117	536,722	
	短大卒	2	51.6	521,542		521,542	
	高校卒	11	53.9	469,396	9,803	459,593	
	技術部長	27	51.8	512,594	353	512,241	同 上
	大学卒	14	54.3	531,220		531,220	
	短大卒	3	48.9	494,594		494,594	
	高校卒	10	49.0	491,906	943	490,963	
	事務部次長	25	48.9	539,129		539,129	同 上
	大学卒	23	48.5	548,197		548,197	
	短大卒	2	53.0	448,336		448,336	
	技術部次長	6	49.7	456,671		456,671	同 上
	大学卒	4	52.1	471,158		471,158	
	短大卒	2	45.2	430,393		430,393	
	事務課長	60	47.4	448,930	5,622	443,308	行政職 5級、6級
	大学卒	37	46.2	478,065	7,234	470,831	
	短大卒	5	47.1	409,141	7,079	402,062	
	高校卒	18	49.8	404,571	2,218	402,353	
	技術課長	85	48.7	428,893	15,587	413,306	同 上
	大学卒	48	48.8	442,048	17,550	424,498	
短大卒	8	49.2	411,599	19,415	392,184		
高校卒	29	48.5	413,051	11,459	401,592		
事務課長代理	25	48.7	386,313	2,545	383,768	行政職 4級	
大学卒	14	45.5	409,179	137	409,042		
短大卒	2	48.0	393,220	27,570	365,650		
高校卒	9	53.6	350,553		350,553		
技術課長代理	7	47.7	401,734	32,417	369,317	同 上	
大学卒	4	47.7	436,587	23,854	412,733		
短大卒	3	47.7	358,548	43,027	315,521		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	106	44.4	344,164	36,312	307,852	行政職 3級
	大 学 卒	45	41.8	361,616	38,234	323,382	
	短 大 卒	15	43.8	357,670	26,072	331,598	
	高 校 卒	46	47.1	322,906	37,816	285,090	
	中 学 卒						
	技 術 係 長	81	46.5	367,682	63,948	303,734	同 上
	大 学 卒	30	44.6	369,386	63,451	305,935	
	短 大 卒	9	46.6	379,278	76,047	303,231	
	高 校 卒	42	47.8	364,036	61,738	302,298	
	中 学 卒						
	事 務 主 任	127	40.7	333,957	35,656	298,301	行政職 2級 (一部は3級)
	大 学 卒	80	39.9	345,118	34,415	310,703	
	短 大 卒	18	39.5	301,465	43,004	258,461	
	高 校 卒	29	43.7	324,280	34,390	289,890	
	中 学 卒						
	技 術 主 任	115	45.6	393,123	87,613	305,510	同 上
	大 学 卒	59	45.9	391,326	82,761	308,565	
	短 大 卒	16	43.8	377,016	102,208	274,808	
	高 校 卒	40	45.9	401,805	89,089	312,716	
	中 学 卒						
	事 務 係 員	572	36.4	253,744	26,779	226,965	行政職 1級
	大 学 卒	198	33.3	257,234	23,831	233,403	
	短 大 卒	97	37.5	233,968	21,623	212,345	
	高 校 卒	277	38.2	257,767	30,532	227,235	
中 学 卒							
技 術 係 員	408	36.8	300,166	49,976	250,190	同 上	
大 学 卒	181	35.6	311,463	49,877	261,586		
短 大 卒	56	36.7	295,740	46,862	248,878		
高 校 卒	171	38.3	286,936	51,288	235,648		
中 学 卒							

4 企業規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳				行政職 6級、7級
工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒						同 上
事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	8	53.8	461,630		461,630	同 上
	3	56.7	488,266		488,266	
	5	52.0	445,648		445,648	
技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	11	50.1	459,340		459,340	同 上
	5	49.6	464,865		464,865	
	2	47.5	484,050		484,050	
	4	52.0	440,079		440,079	
事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	3	53.7	442,096	9,994	432,102	同 上
	3	53.7	442,096	9,994	432,102	
技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	7	50.0	443,956	29,089	414,867	同 上
	4	49.5	450,750		450,750	
	x	x	x	x	x	
	2	51.5	394,073	27,321	366,752	
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	23	51.6	395,165	10,970	384,195	行政職 5級
	12	51.3	384,889	10,338	374,551	
	x	x	x	x	x	
	10	52.7	405,489	12,825	392,664	
技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	25	50.0	435,115	34,492	400,623	同 上
	6	45.0	446,386	79,808	366,578	
	4	52.8	444,178	20,463	423,715	
	15	51.2	428,190	20,107	408,083	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	11	51.2	376,663	22,152	354,511	行政職 4級
	大学卒	4	48.0	387,127	19,960	367,167	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	6	53.2	356,249	20,473	335,776	
	技術課長代理	19	43.4	399,695	74,781	324,914	同 上
	大学卒	5	45.4	394,264	64,650	329,614	
	短大卒	5	43.0	392,922	72,525	320,397	
	高校卒	9	42.6	406,475	81,662	324,813	
	事務係長	39	46.6	367,901	36,147	331,754	行政職 3級
	大学卒	17	45.4	378,320	39,608	338,712	
	短大卒	3	45.7	361,130	7,563	353,567	
	高校卒	19	47.8	359,648	37,563	322,085	
	技術係長	30	44.6	392,528	72,918	319,610	同 上
	大学卒	9	40.3	363,905	65,008	298,897	
	短大卒	6	42.0	315,913	33,140	282,773	
	高校卒	15	48.1	440,348	93,575	346,773	
	事務主任	41	40.5	295,098	16,516	278,582	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	20	40.0	305,073	15,558	289,515	
	短大卒	7	41.0	314,303	5,560	308,743	
	高校卒	13	40.1	255,483	13,650	241,833	
	技術主任	39	46.3	350,536	65,564	284,972	同 上
	大学卒	12	45.4	369,871	69,659	300,212	
	短大卒	12	45.6	338,123	63,824	274,299	
	高校卒	15	47.5	344,998	63,679	281,319	
事務係員	214	36.9	240,428	20,887	219,541	行政職 1級	
大学卒	79	32.6	261,318	21,973	239,345		
短大卒	25	36.6	225,119	20,707	204,412		
高校卒	110	40.1	228,905	20,148	208,757		
技術係員	168	35.1	284,574	54,521	230,053	同 上	
大学卒	59	35.9	302,256	59,313	242,943		
短大卒	29	34.6	286,649	57,519	229,130		
高校卒	78	34.5	269,897	49,432	220,465		
中 学 卒	2	42.0	288,058	63,342	224,716		

その2 その他の職種
企業規模計

職種名		調査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	電話交換手						見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用 自動車運転手	4	55.2	317,398	34,605	282,793	業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。
	守 衛	14	35.8	290,325	50,233	240,092	
	用 務 員						
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の所の長（取締役 兼任者を除く。）
	研究部(課)長	2	43.0	531,875		531,875	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	5	43.8	502,008	65,149	436,859	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	20	40.3	474,303	16,891	457,412	下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長及び研究室(係) 長を除く。）
	研 究 員 研究補助員	11	30.5	295,202	25,478	269,724	
医 療 関 係 職 種	病 院 長						部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長						上記病院長に事故等のあるとき の職務代行者
	医 科 長						部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	5	33.8	713,354	37,194	676,160	
	歯 科 医 師						

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	人 3	歳 53.7	円 576,381	円 56,964	円 519,417	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	20	36.8	407,872	30,479	377,393	
	診療放射線技師	30	35.6	333,113	15,684	317,429	
	臨床検査技師	33	38.7	269,481	19,214	250,267	
	栄 養 士	17	38.7	255,163	17,219	237,944	
	理学療法士	93	31.5	276,686	6,952	269,734	
	作業療法士	45	30.0	256,705	6,154	250,551	
職 種	総看護師長	4	59.5	427,040		427,040	部下に看護師長5人以上
	看護師長	45	48.7	386,160	12,620	373,540	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	149	40.6	322,067	36,898	285,169	
	准看護師	91	43.7	269,114	10,756	258,358	
教 育 関 係 職 種	大 学	学 部 長	2	60.5	618,450		618,450
		教 授	14	60.5	559,907		559,907
		准 教 授	16	53.1	480,193		480,193
		講 師	5	53.0	467,000		467,000
		助 教	2	41.0	387,050	-	387,050
		助 手					
	高 等 学 校	校 長	x	x	x	x	x
教 頭		2	56.5	502,946		502,946	
教 諭		66	47.2	398,949	9,729	389,220	

その3 再雇用者
企業規模計

職種名	調査 実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	支店長・工場長					その1の1企業規模計の備考 欄参照	
	60歳男性						
	事務・技術部長	13	62.6	516,254	2,049		514,205
	60歳男性	5	—	578,096			578,096
	事務・技術部次長	x	x	x	x		x
	60歳男性						
	事務・技術課長	7	61.3	365,421	2,311		363,110
	60歳男性	4	—	442,593			442,593
	事務・技術課長代理	5	61.7	446,975	26,818		420,157
	60歳男性	x	x	x	x		x
	事務・技術係長	4	63.7	331,259	21,571		309,688
	60歳男性						
	事務・技術主任	47	62.5	284,969	37,901		247,068
	60歳男性	7	—	311,871	53,886		257,985
	事務・技術係員	152	62.0	243,040	11,305		231,735
	60歳男性	34	—	269,310	17,143		252,167

第21表 民間における初任給の状況

学歴	企業規模	項目				新規学卒者の採用なし
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	17.9 %	(52.0) %	(48.0) %	(-) %	82.1 %
	500人以上	23.5	(78.8)	(21.2)	(-)	76.5
	100人以上 500人未満	15.1	(48.3)	(51.7)	(-)	84.9
	100人未満	16.7	(16.7)	(83.3)	(-)	83.3
高校卒	規模計	17.3	(58.2)	(41.8)	(-)	82.7
	500人以上	27.6	(78.0)	(22.0)	(-)	72.4
	100人以上 500人未満	14.6	(49.7)	(50.3)	(-)	85.4
	100人未満	11.1	(25.0)	(75.0)	(-)	88.9

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	企業規模	項目				定期昇給制度なし
		定期昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規模計	92.8 %	43.9 %	73.7 %	43.9 %	7.2 %
	500人以上	100.0	36.3	83.0	47.7	0.0
	100人以上 500人未満	93.7	49.6	73.5	56.2	6.3
	100人未満	83.3	41.7	63.9	16.7	16.7
課長級	規模計	92.8	43.2	73.7	43.9	7.2
	500人以上	100.0	36.3	83.0	47.7	0.0
	100人以上 500人未満	93.7	49.6	73.5	56.2	6.3
	100人未満	83.3	38.9	63.9	16.7	16.7

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第23表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
		[10.0%]	[11.7%]	[78.3%]
83.6%	(93.6%)			

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,899円
配偶者と子1人	18,794円
配偶者と子2人	24,267円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第24表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	54.5%
支給しない	45.5%
借家・借間居住者に対する住宅手当	27,000円以上
月額の最高支給額の中位階層	28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模 \ 項目	係 員		課 長 級		部 長 級(非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	% 63.3	% 36.7	% 60.0	% 40.0	% 59.9	% 40.1
500人以上	71.3	28.7	59.5	40.5	57.5	42.5
100人以上 500人未満	65.5	34.5	65.0	35.0	66.2	33.8
100人未満	50.1	49.9	50.7	49.3	50.9	49.1

3 生計費及び労働経済関係

平成30年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）により求めた18歳～26歳の単身勤労者世帯の並数階層の費目別支出金額に消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定した平成30年4月の全国1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する大分市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

第26表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費

(平成30年4月)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	24,120 円	38,580 円	47,920 円	57,260 円	66,600 円
住居関係費	39,640	43,440	39,060	34,680	30,300
被服・履物費	2,730	9,530	10,950	12,360	13,780
雑費Ⅰ	29,650	26,780	49,670	72,570	95,450
雑費Ⅱ	20,020	45,760	56,690	67,610	78,530
計	116,160	164,090	204,290	244,480	284,660

第27表 労働経済指標

項目		年 月	平成29年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成30年 1 月	2 月	3 月	4 月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月査)	大分県	① きまって支給する給与	金額(千円)	260.9	258.7	260.5	259.2	259.4	260.7	261.3	262.7	263.5	251.2	251.3	254.8	256.8	
			前年同月比(%)	1.6	1.6	△ 0.2	0.1	0.7	0.8	1.0	1.5	1.7	△ 3.1	△ 3.4	△ 3.0	△ 1.6	
		(調査) うち所定内給与	金額(千円)	235.2	233.7	235.3	235.8	234.4	234.9	234.9	235.6	236.2	236.2	228.5	228.5	231.1	234.6
			前年同月比(%)	1.7	0.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.5	0.4	0.3	△ 2.6	△ 2.6	△ 2.7	△ 0.3	
			うち一般労働者	前年同月比(%)	1.2	0.1	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.8	0.3	0.2	1.3	1.3	1.1	2.8
		② 総実労働時間数	時間数(時間)	160.0	155.4	161.4	158.2	155.9	157.6	162.0	160.7	160.7	158.8	146.8	148.3	155.6	156.6
	(調査) うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.7	13.2	13.3	13.0	12.9	13.1	14.4	14.0	14.0	14.2	12.3	12.8	13.8	12.2	
	全 国	③ きまって支給する給与	金額(千円)	295.0	289.1	291.5	291.3	289.3	291.1	291.6	291.8	291.9	291.9	290.0	290.0	293.8	296.6
			前年同月比(%)	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4	0.7	0.2	0.4	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.6
		(調査) うち所定内給与	金額(千円)	268.9	264.8	267.3	267.1	265.3	267.1	266.6	266.6	266.0	266.0	265.6	265.3	268.4	270.7
前年同月比(%)			0.6	0.7	0.7	0.6	0.4	0.8	0.4	0.4	0.4	0.5	0.8	0.4	0.9	0.7	
		うち一般労働者	前年同月比(%)	0.3	0.4	0.4	0.5	0.2	0.5	0.4	0.3	0.3	0.7	0.5	1.0	0.7	
④ 総実労働時間数		時間数(時間)	153.1	144.7	154.2	150.5	144.5	148.4	149.7	150.9	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9	
(調査) うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.2	12.3	12.3	12.4	12.0	12.5	12.8	12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0		
生計費 (総務省)	⑤ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	大分市	金額(千円)	303.6	304.6	336.3	284.6	274.2	309.9	406.1	268.8	387.6	334.7	305.8	389.0	391.6	
			前年同月比(%)	△ 6.2	0.4	△ 14.3	△ 3.9	△ 4.1	6.2	58.6	△ 1.6	19.5	5.6	△ 12.1	20.6	29.0	
		全 国	金額(千円)	329.9	315.2	296.7	308.8	301.6	295.2	313.7	301.2	352.1	317.7	289.2	335.0	335.0	
			前年同月比(%)	△ 2.4	2.8	7.2	2.1	0.0	△ 0.4	2.6	2.4	0.8	3.4	△ 3.0	△ 0.6	1.5	
物 価	⑥ 消費者物価指数 (総務省)	大分市	前年同月比(%)	0.5	0.4	0.3	0.3	0.5	0.6	0.5	0.7	1.0	1.5	1.8	1.3	0.8	
		全 国	前年同月比(%)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	0.7	0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6	
雇 用	⑦ 常用雇用指数(厚生労働省)		前年同月比(%)	1.6	1.8	1.5	1.7	1.4	1.7	1.8	1.8	1.5	1.4	1.6	1.5	1.2	
	⑧ 完全失業率(総務省)		(%)	2.8	3.0	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5	
	⑨ 有効求人倍率(厚生労働省)		(倍)	1.47	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59	

(注) 1 ①、③、⑥、⑦は、平成27年基準である。
 2 ①、②、③、④、⑦は、事業所規模30以上の数値である。
 3 ⑧、⑨は、季節調整値である。